

○千歳市動物の愛護及び管理に関する条例

平成15年3月6日条例第1号

千歳市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 動物の愛護及び管理（第6条―第10条）

第3章 犬による加害の防止及び措置（第11条―第18条）

第4章 雑則（第19条―第21条）

第5章 罰則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の適正な取扱いを推進することにより、市民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- （2）野犬 飼い主のない犬をいう。
- （3）けい留 人に危害を加えないように犬を丈夫な綱、鎖等で固定した物につなぎ、又はおりに入れ、若しくは囲い等を設けて収容することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、飼い主に対する指導その他必要な施策を講ずるように努めなければならない。

2 市は、野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、市民生活の安全を確保するため、必要な施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、動物が命あるものであることを認識し、その愛護に努めるとともに、市が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚し、その動物の本能、習性等を理解して適正に飼養（保管を含む。以下同じ。）するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

第2章 動物の愛護及び管理

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、その飼養する動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限る。以下同じ。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 種類、発育状況等に応じ、適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 本能、習性等に応じた飼養施設等を設け、これを適正に維持管理すること。
- (3) ふん、毛又は羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設及びその周辺、公園及び道路等を汚染しないようにすること。
- (4) 逸走した場合には自ら搜索し、及び災害が発生して避難する場合には動物を伴う等自己の責任による措置を講ずるようにすること。
- (5) 異常な鳴き声、体臭等により人に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (6) 原則として、離乳前の動物の譲渡は行わないようにすること。
- (7) 死亡した場合は、その死体を適正に処理すること。
- (8) 逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、氏名及び連絡先を記載した首輪の装着等当該動物の飼い主であることを明らかにするための措置を講ずるように努めること。
- (9) 人及び動物の健康を保持するため、動物と人との間で感染する疾病及び動物相互間で感染する疾病について、その正しい知識を習得し、及び必要に応じてワクチンを接種する等その予防措置に努めること。

2 動物の所有者は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置（以下「不妊措置」という。）を講ずるように努めること。
- (2) 継続して飼養することが困難となった場合には、譲渡先を自ら探し、終生飼養するように努めること。

(犬の飼養)

第7条 犬の飼い主は、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 逸走を防止し、及び適正に管理するため、室内、十分な広さのある囲いの中その他の人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養すること。
- (2) 十分に運動できる囲いの中で飼養する場合を除き、その種類、発育状況、健康状態等に応じ、人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で適正な運動をさせること。この場合において、ふん等の汚物を適正に処理し、公園、道路等又は他人の土地等を汚染しないようにすること。
- (3) 飼い主の制御に従うように、必要なしつけ及び訓練をすること。

(猫の飼養)

第8条 猫の飼い主は、その飼養する猫について、疾病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない。

- 2 猫の所有者は、その飼養する猫を放し飼いにする場合にあっては、猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊措置を講ずるように努めなければならない。

(勧告)

第9条 市長は、不適正な飼養により動物の健康及び安全が損なわれていると認めるとき、又は動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、飼い主に対し、飼養方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(動物愛護モラル推進員)

第10条 市長は、動物の愛護についての普及啓発を図り、動物の適正な飼養、飼い主のモラル向上等に関し必要な助言及び支援を行うため、動物愛護モラル推進員（以下「モラル推進員」という。）を置くことができる。

- 2 モラル推進員は、動物の愛護の推進と飼い主のモラルの向上に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、モラル推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 犬による加害の防止及び措置

(飼養犬のけい留)

第11条 犬の飼い主は、次に掲げる場合を除くほか、その飼養する犬をけい留しなければならない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
- (2) 犬を制御できる者が人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で犬を訓練する場合
- (3) 犬を制御できる者が犬を綱、鎖等でつないで、移動させ、又は運動させる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 前項のけい留の方法は、規則で定める。

(飼養犬の表示)

第12条 犬の飼い主は、犬を飼養していることを示すため、飼養施設等の外部から見やすい箇所に規則で定める表示をしなければならない。

(飼養犬の加害の届出)

第13条 犬の飼い主は、その飼養する犬が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちにけい留その他適当な措置を講じ、当該犬が加害した旨を市長に届け出なければならない。

2 犬により自己の生命、身体又は財産に侵害を受けたときは、被害者又はその代理人は、直ちに市長に届け出なければならない。

(加害犬に対する措置命令)

第14条 市長は、人の生命、身体又は財産を侵害した犬の飼い主に対し、当該犬の殺処分、癖の矯正その他危害防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(野犬等の捕獲及び処分)

第15条 市長は、野犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、市民生活の安全を確保するため、必要に応じて野犬の捕獲及び処分を行うことができる。

2 市長は、野犬の捕獲及び処分を行うときは、あらかじめその期間及び区域を定めて告示しなければならない。

3 第1項の規定により野犬の捕獲及び処分を行う場合において、その期間中にけい留されていない犬があるときは、これを野犬とみなして捕獲するものとする。

4 市長は、捕獲した犬について、その飼い主が判明しているときは、その者に当該犬を引き取るべき旨を通知しなければならない。

5 市長は、捕獲した犬について、その飼い主が判明していないときは、当該犬を捕獲し、抑留している旨を2日間告示するものとする。

6 市長は、捕獲した犬について、飼い主が第4項の通知を受けた日から2日以内に引き取らないとき、又は前項の告示期間満了後1日以内に引き取る者がいないときは、当該捕獲した犬を処分するものとする。ただし、飼い主がやむを得ない事由により当該通知を受けた日から2日以内又は当該告示期間満了後1日以内に引き取ることができない旨を申し出たときは、処分までの期間を延長することができる。

7 市長は、前3項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急を要し、かつ、他に手段がないと認めるときは、当該犬を直ちに処分することができる。

(隣接市町村への通知)

第16条 市長は、前条第2項の告示をしたときは、隣接する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

第17条 市長は、犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要があると認めるときは、職員を犬の飼養の場所に立ち入り、調査させ、又は飼い主若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第18条 市長は、犬の飼養に関し人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために改善が必要であると認めるときは、飼い主に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 雑則

(行為の承継)

第19条 この条例の規定による処分その他の行為は、当該行為の目的である動物について、所有権その他の権利を承継した者に対しても、またその効力を有する。

(身分を示す証明書)

第20条 第15条の規定により野犬を捕獲する者及び第17条第1項の規定により立入調査を行う者は、市長の発行する身分証明書を携帯し、飼い主又は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第22条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第11条第1項の規定に違反して飼養する犬のけい留をせず、又は同条第2項に規定する規則で定めるけい留方法を守らなかった者

(2) 第14条の規定による命令に従わなかった者

2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第13条第1項の規定に違反して、加害の届出をしなかった者

(2) 第18条の規定による命令に従わなかった者

3 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第12条の規定に違反して、犬の飼養の表示をしなかった者

(2) 正当な理由がなく、第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、若しくは妨げ、又はその質問に応ぜず、若しくは偽りの答弁をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(千歳市畜犬取締及び野犬掃とう条例の廃止)

2 千歳市畜犬取締及び野犬掃とう条例（昭和34年千歳市条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の千歳市畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。